

千葉県トライアル発注認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の規定による新製品の生産及び新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者を市長が認定すること等について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる新製品)

第2条 この要綱において、「新製品」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、「食品衛生法」（昭和22年法律第233号）第4条第1項に規定する食品、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）第2条に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品、「農薬取締法」（昭和23年法律第82号）第1条の2に規定する農薬、その他市長が地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定の趣旨に照らし不適切とするもの、千葉県トライアル発注認定申請（以下「申請」という。）時点で販売を開始していない製品、及び過去に申請した実績がある同一製品（第9条第4号に定める保留と区分された製品を除く）を除く。

- (1) 自ら開発し、千葉市内で自らの製品として製造又は販売する製品であること。
- (2) 申請時において、販売開始からおおむね5年以内であること。
- (3) 市場性が見込まれる製品であること。
- (4) 地方自治法施行規則第12条の3第1項各号を満たしていること。

(対象となる新役務)

第3条 この要綱において、「新役務」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、工事における工法及び技術、その他市長が地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定の趣旨に照らし不適切とするもの、申請時点で販売を開始していない役務、及び過去に申請した実績がある同一役務（第9条第4号に定める保留と区分された役務を除く）を除く。

- (1) 自ら開発し、千葉市内で役務の主たる部分を自ら提供する役務であること。
- (2) 申請時において、販売開始からおおむね5年以内であること。
- (3) 市場性が見込まれる役務であること。
- (4) 地方自治法施行規則第12条の3第1項各号を満たしていること。

(認定対象者)

第4条 この要綱の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内に実質的な主たる事業所を有し、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者であること。
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 千葉県暴力団排除条例（平成24年6月28日条例第36号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 申請から認定の期間において、千葉県物品等指名停止措置要領に基づく入札参加停止中措置を受けていない者又は措置要件に該当していない者であること。
- (5) 個人事業者が申請する場合、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないこと。

(申請)

第5条 この要綱に基づく認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項について明らかにした計画（以下「実施計画」という。）を作成し、千葉市トライアル発注認定事業認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）を、市長が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 新製品又は新役務（以下「新商品等」という。）の生産・提供の目標
- (2) 新商品等の内容
- (3) 新商品等の生産・提供の実施時期
- (4) 新商品等の生産・提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

2 申請者は、申請の際に、次の附属書類を添付しなければならない。

- (1) 法人にあつては、定款及び登記事項証明書の写し、個人にあつては、住民票記載事項証明書、確定申告書の写し、身分証明書の写し（本籍地の市町村長が発行したもの）、個人事業の開業・廃止等届出書等、代表者、屋号、事業所所在地等が分かる資料
- (2) 法人にあつて、本店（本社）が市内に登録されていない場合や事業所が市内外に複数ある場合は、確定申告書類第6号及び第10号様式の写し
- (3) 直近2営業期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては直近1年間の事業内容等を記載した書類）
- (4) その他新商品等の詳細がわかる資料（パンフレット、安全性等関係法令基準を満たしていることを証明する書類）
- (5) 役員名簿（暴力団排除のため千葉県警察への照会確認に使用）（様式第2号）
- (6) 申立書（個人の場合）（様式第3号）

(認定基準)

第6条 申請者から提出された実施計画の記載内容は、次の各号に掲げる基準すべてに適合するものでなければならない。

- (1) 第2条、第3条及び第4条の規定による内容に合致するものであること。
- (2) 第5条第1項各号に掲げる事項が確実に実施しうるものであること。
- (3) 実施計画が関係法令に違反しない又は違反する恐れがないこと。
- (4) 実施計画が公序良俗に反する恐れがないこと。

(認定区分)

第7条 認定区分は別表に定める。

(審査)

第8条 審査に関し必要な事項は別に定める。

(認定区分の通知等)

第9条 市長は、前条に定める審査の結果を参考に、申請者を別表により区分する。

2 市長は、申請者を区分したときは、認定に区分された者に千葉市トライアル発注認定事業認定決定通知書（様式第4号）、準認定に区分された者に千葉市トライアル発注認定事業準認定決定通知書（様

式第5号)、保留及び対象外に区分された者にその旨がわかるよう書面により通知しなければならない。

- 3 認定及び準認定の効力が継続する期間（以下「認定期間」という。）は、市長が認定及び準認定に区分された者（以下「認定事業者」という。）に対して認定区分の通知をした日から2年を経過する日の属する年度の末日までとする。
- 4 保留と区分された新商品等の品質が大幅に向上した場合、申請年度における新商品等の認定期間内に限り、公募期間中、認定申請書の提出により、再度審査対象とすることができる。ただし、認定期間内において販売開始からおおむね5年を経過した新商品等については、審査の対象に含めることはできない。

（実施計画の変更）

第10条 認定事業者は、実施計画のうち新商品等の内容、新商品等の生産・提供方法及び販売方法、又は新商品等の生産・提供に必要な資金の額及び調達方法を変更しようとするときは、実施計画変更承認申請書（様式第6号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、その限りではない。

（実施計画の中止）

第11条 認定事業者は、認定期間中に認定申請書に基づく事業を中止したときは、事業中止届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（認定の取消し）

第12条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条の規定による認定を取り消すことができる。

- (1) 実施計画に従って事業を実施していない場合
- (2) 第6条の規定による認定基準に適合しなくなった場合
- (3) 不正な手段により認定を受けた場合
- (4) 法令違反等不正な行為があったと認められる場合
- (5) その他、市長が認定することがふさわしくないと認められる場合

（報告及び調査）

第13条 市長は、必要があるときは、認定事業者に対して実施計画の実施状況についての報告を求め、又は新商品等についての調査をすることができる。

（新商品等に関する広報活動）

第14条 市長は、認定事業者が生産・提供する新商品等の普及促進を図るため、新商品等に関する広報活動に努めるものとする。

（新商品等の購入）

第15条 市は、新商品等の購入等を行うに当たり、認定事業者が生産・提供する新商品等の性能、品質、数量、価格等について考慮し、その積極的な調達に努める。

(委任)

第16条 この要綱の規定に基づくもののほか、この要綱の規定に基づく事項の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

別表

区分	内容
認定	新商品等が新規性、独自性、優位性を持つものとして認められるもので、市での購入希望及び購入見込があるもの。
準認定	新商品等が新規性、独自性、優位性を持つものとして認められるもので、市での購入見込はないもの。ただし、準認定期間中に、市での購入希望及び購入見込みが生じた場合は、認定へ区分が変更されることがある。
保留	新商品等が認定基準を満たしていないもの。
対象外	申請者又は新商品等が対象要件を満たしていないもの。